

公 示

鉄道事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第 72 条の規定により下記のとおり公示する。

なお、本公示に係る事案の利害関係人（施行規則第 73 条）のうち、鉄道事業法第 65 条第 2 項及び施行規則第 74 条の規定により意見の聴取の申請をしようとする者は、公示の日から 10 日以内に、下記事項を記載した申請書を運輸局長（担当：鉄道部計画課）あて郵送又は持参にて提出されたい。

記

1. 意見の聴取を行う事案の件名	鉄道事業の旅客運賃上限変更認可
2. 事案の番号	6 鉄計第 1 号
3. 申請を行った鉄道事業者名	道南いさりび鉄道株式会社
4. 事案の概要	旅客運賃の上限変更認可申請
5. 意見の聴取の申請に係る事項	
(1) 意見聴取申請書の記載事項	①申請者の氏名又は名称及び住所 ②事案の件名及びその番号 ③意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名 ④意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項
(2) 申請の期間	本公示の日から 10 日以内
(3) 申請の方法	申請書の郵送（消印が本公示の日から 10 日以内であること）又は当運輸局への持参
6. 意見の聴取の実施予定日及び場所	実施予定日の 10 日前までに別途通知

(注) 利害関係人とは、鉄道事業法施行規則第 73 条に規定する者をいう

令和 6 年 8 月 30 日

北海道運輸局長 井上 健二